

## 議員案第4号

佐野市議会基本条例の制定について

佐野市議会基本条例を次のように定めます。

令和2年12月18日提出

提出者	佐野市議会議員	横田	誠
賛成者	佐野市議会議員	高橋	功
	〃	岡村	恵子
	〃	亀山	春夫
	〃	菅原	達
	〃	小倉	健一

### 佐野市議会基本条例

#### 目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会の活動原則（第3条—第6条）

第3章 議員の活動原則（第7条—第13条）

第4章 市民と議会との関係（第14条—第18条）

第5章 議会と市長等との関係（第19条—第23条）

第6章 議会機能の強化（第24条—第29条）

第7章 議員定数（第30条）

第8章 この条例の検証及び見直し（第31条）

附則

議会は、市民に選ばれた議員で構成する市民の代表機関であり、同じく市民に選ばれた市長とともに、二元代表制の下、市民の信託に応える責務を有する。

このような認識の下、佐野市議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市民本位の立場で議会活動に取り組むとともに、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）に対する監視機能及び評価機能の充実を図り、議事機関として最善の意思を決定する必要がある。

そのため、これまで積み重ねてきた取組をより確かなものとし、公正性及び透明性を高めるとともに、「より開かれ信頼される議会」及び「議会機能

の充実」の実現を目指すことにより、市民の福祉の向上と地域社会の発展に尽くすことを決意し、ここに佐野市議会基本条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定め、議会の機能を強化することにより市民の信託に応え、もって市民の福祉の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

### (この条例の位置付け)

第2条 この条例は、議会の基本となるものであり、議会において最大限尊重されなければならない。

2 議会又は議長は、議会に関する他の条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

## 第2章 議会の活動原則

### (公正性及び透明性の確保)

第3条 議会は、公正な議会運営の下、議会の有する情報を市民に積極的に発信して説明責任を果たすことにより透明性を確保する。

### (市民参加の機会の確保及び市民意見の市政への反映)

第4条 議会は、議会活動への市民参加の機会を広げ、市民の意見を市政に反映させるよう努めなければならない。

### (市長等に対する監視及び評価)

第5条 議会は、適切な市政運営が行われるよう、市長等を監視し、及び評価する責務を有する。

### (委員会の活動)

第6条 委員会は、その審査に当たっては、資料等を積極的に活用し、十分な議論を尽くすものとする。

2 常任委員会は、政策水準を高めるため、政策提言を行うものとする。

3 常任委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、その所管に属する事務の調査を充実させるものとする。

## 第3章 議員の活動原則

### (市民の福祉の向上)

第7条 議員は、議会の構成員として、市民の福祉の向上を目指して活動する。

(政治倫理の自覚及び品位の確保)

第8条 議員は、政治倫理を深く自覚し、及び品位を確保して活動する。

(説明責任)

第9条 議員は、議会活動に関する情報を市民に積極的に発信することにより、説明責任を果たすよう努める。

(市政の課題及び市民意見の把握等)

第10条 議員は、市政の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、これを常任委員会の政策提言、自己の提案等にかし、市政に反映させるよう努める。

(不断の研さん)

第11条 議員は、議員としての資質、政策提言能力等を高めるよう不断の研さんに努める。

(自由討議の尊重)

第12条 議員は、議会が言論の府であり、合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を重んじる。

(政務活動費)

第13条 議員は、政務活動費を適正に執行し、及び有効に活用しなければならない。

2 議員は、政務活動費の使途について市民に説明する責務を有する。

#### 第4章 市民と議会との関係

(本会議等の公開の原則)

第14条 本会議、委員会その他議会に関する条例又は規則で定める全ての会議（以下「本会議等」という。）は、公開を原則とする。

(公聴会制度又は参考人制度の活用)

第15条 議会は、市民参画の機会を拡大し、市民の意見又は知見を踏まえた審議又は審査に資するため、公聴会制度又は参考人制度を活用するよう努める。

(請願及び陳情の取扱い)

第16条 議会は、請願及び陳情を提出者による政策に関する提案又は市政

に対する要望と位置付け、これに誠実に対応するものとする。この場合においては、必要に応じて提出者の意見を聴く機会を設ける。

(広報及び広聴の充実)

第17条 議会は、議会及び市政に対する市民の関心をより高めるため、多様な広報手段を活用し、積極的に広報活動を行う。

2 議会は、市民の意見及び提案を広く聴取するため、必要な措置を講ずる。

(議会報告会)

第18条 議会は、市民への報告及び市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 議会と市長等との関係

(市長等との緊張関係の保持)

第19条 議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を保持するよう努める。

(質疑及び質問の形式)

第20条 本会議等における質疑及び質問は、論点及び争点を明確にするため、定められた形式で行う。

(市長等への反問の付与)

第21条 市長等は、本会議等において答弁に必要な範囲内で議員の質疑又は質問の趣旨又は内容を確認するため、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(閉会中の文書による質問)

第22条 議員は、閉会中に重要かつ緊急を要する事案が生じたときは、議長を経由して市長等に文書により質問することができる。

2 前項の規定による質問の回答は、文書により行われなければならない。

(政策等の形成過程の説明要求)

第23条 議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、事業等の形成過程について、議員全員協議会を開催して市長等に説明を求めることができる。

2 市長等は、前項の規定による説明の求めがあったときは、速やかに、対応するものとする。

## 第6章 議会機能の強化

(災害発生時等の対応)

第24条 議会は、災害発生時等においても、議会機能の維持に努めなければならない。

2 災害発生時等における議会機能の維持に関し必要な事項は、別に定める。

(議決事件の追加)

第25条 議会は、議事機関としての機能を強化するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を必要に応じて追加する。

(会派)

第26条 議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により、会派を結成することができる。

(議会図書室の充実)

第27条 議会は、議員の調査研究に資し、及び市長等に対する監視機能、評価機能、政策提言機能等の向上を図るため、議会図書室の充実に努める。

(議員研修の充実)

第28条 議会は、議員の資質、政策提言能力等の向上を図るため、議員の研修の充実に努める。

(議会事務局の体制整備)

第29条 議会は、円滑かつ効率的な議会運営及び市長等に対する監視機能、評価機能、政策提言機能等の向上を図るため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努める。

## 第7章 議員定数

第30条 議員定数は、議会の役割及び機能を十分に果せるよう、委員会審査の充実、市長等に対する監視機能、評価機能及び政策提言機能の実効性等を考慮して定める。

## 第8章 この条例の検証及び見直し

第31条 議会は、この条例の達成状況を検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他適切な措置を講ずる。

## 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 理 由

議会及び議員の活動原則を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定め、議会の機能を強化することにより市民の信託に応え、もって市民の福祉の向上及び地域社会の発展に寄与するため本条例を制定したいので提案するものです。